

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ単純所持。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	所持の意思の無い者がウイルスで冤罪になったり、相手をおとしめようとして児童ポルノを所持されるなど単純所持が規制されている国で起きている。日本では取り調べが完全可視化で無いために、冤罪であるという反証・証明が極めて難しい。情報アクセスは通信の秘密、知る権利など国民の基本的な自由と権利であって侵してはいけない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	最近の審議会報告書にて、とってつけたように通信の秘密や表現の自由に配慮と記載されているが、全く配慮していない。 審議会に慎重・反対意見の者と賛成している者の人数を公平にすること。 公職任命コミッショナー制度を導入すること。